

1 区民意見募集結果

(1) 意見募集期間

平成27年10月15日(木)から11月13日(金)まで

(2) 素案の閲覧場所

建築調整課、総合支所街づくり課、出張所、まちづくりセンター、区政情報センター(世田谷区民会館内)、総合支所区政情報コーナー、図書館
区のホームページへの掲載

(3) 意見提出方法

ハガキ、封書、ファクシミリ、持参、またはホームページからメールにて受付

(4) 意見等受付状況

3名(3件)

(5) 意見内容と区の考え方

	意見内容(原文のまま)	区の考え方	修正内容
1	<p>「世田谷区耐震改修促進計画」改訂素案に</p> <p>・耐震改修等の目標の設定</p> <p>区内における公共建築物は、区、町、耐震改修促進計画が策定されるまでは公共建築物の耐震化目標を踏まえて計画的に推進する。</p> <p>・耐震化の現状</p> <p>住宅・建築物の耐震化を進めることは、生命・財産を守るために重要なことですので、住宅・建築物の所在地の市区町村に相談のうえ、必要な耐震診断・改修されることを進める。</p> <p>・公共建築物の耐震化の目標</p> <p>分類ごとに耐震化の目標を設定し、主要な施設では、100%の耐震化を目指す。</p>	<p>世田谷区では、世田谷区耐震改修促進計画に基づき、建物の耐震化を進めており、現在住宅は87%が耐震性を満たしていると推定されます。現在改定中の世田谷区耐震改修促進計画に基づき、今後も継続して耐震化を促進してまいります。</p> <p>なお、防災上重要な区公共建築物については、平成22年度末に耐震化率100%を達成しています。</p>	特になし
2	<p>「世田谷区耐震改修促進計画」改訂素案について</p> <p>・P25の震災関係年表に、「世田谷区における震度と被害」を追加して、地震の怖さが身近によく分かるようにしてください。</p> <p>また、震度5弱・5強・6弱・6強・7は、各々どのような被害がおこるのかを例示ください。</p> <p>・緊急輸送道路の沿道建物については、耐震化の勧告ができるよう行政の指導力を高めてはいかがでしょうか。・・・助成金も出すが、口も出す。</p>	<p>東京湾北部地震の被害想定による震度分布図や震度階級毎の被害状況等を盛り込み、分かりやすい記載といたします。</p> <p>緊急輸送道路沿道の建築物については、都と連携し、引続き耐震化を促進してまいります。</p>	P.6、P.7に震度分布図、震度と揺れ等の状況図を挿入した

3	<p>「世田谷区耐震改修促進計画」改訂素案について</p> <p>P.11 によると耐震化率を平成 27 年度末の 87%から、32 年度までに 95%に上げることを目標としている。</p> <p>よって、当計画も、95%にあげれば済むような甘いものとなっている。これは、かつて事業仕訳で超最速コンピューターの開発予算を「(世界)二位でもいいじゃないか」と削ろうとした愚挙に近い。</p> <p>私は現在分譲マンションの理事をし、日頃理事会での意見形成の困難さに直面しているので、改善できそうな現実的な具体策を示せると思い、提案する。</p> <p>1. 耐震の旧基準の建物を分譲時にローンを組めた購買層は主に団かいの世代以上であるから、現在 65 才以上の年金生活者が大半である。よって経済的に余裕がなくなりかけている。</p> <p>あと 10 年もすれば、75 才以上の後期高齢者となり、認知症の危険が高まり、正常な判断ができなくなる者が珍らしくない。よってこの先 5 年の当計画で耐震化に重点的に予算を配分しないと住民も変化を受け入れることができず、マンションのスラム化を止められなくなる。</p> <p>多くの場合、耐震に不安のある部分はマンションの一部であるから、関係のない世帯はなかなか賛成してくれない。こうなると地震で崩れたときの建て替えは工事が技術的に難しくなり、費用も大幅に高くなる。この点でもスラム化は発生する。よって、当計画では、不安のある部分の 100%の公的支援が必要となる。</p> <p>2. 旧耐震基準の建築確認時の資料がマイクロフィルムに残って、保存されているという話を、信頼できる筋から聞いている。</p> <p>費用の節約の為に、意地悪をしないで提供して欲しい。</p> <p>構造計算書もあると当時の担当者の方向性がわかって役に立つと、一級建築士がおっしゃってました。優秀な建築主事の方々であれば理解できる話と思います。是非残っているものを提供してください。</p>	<p>1. 世田谷区耐震改修促進計画において、耐震化の基本的な考え方として、原則として建物所有者自らの責任で行い、区は技術的・財政的な支援を行うとしております。区では、昭和56年以前の建築物について、耐震診断、補強設計、耐震改修の助成をしております。また、分譲マンションの耐震化を検討するにあたり、様々なアドバイスを管理組合等に行うアドバイザー派遣も無料で行っております。詳しくは建築調整課耐震促進担当へお問い合わせください。</p> <p>2. 建築確認の書類の保存期間については、建築基準法で定められており、保存年限を越えたものについては、区では保管しておりません。マンションの管理の適正化の推進に関する法律により、管理組合には設計に関する図書が分譲会社から引き渡されることになっています。これは所有者の財産ですので、所有者が管理すべきものであると判断しております。</p>	特になし
---	--	---	------

2 業務において寄せられた区民意見

今回の意見募集以外にも、日々窓口や電話での相談業務、区内全出張所・まちづくりセンター27ヶ所で行う無料耐震相談会、区内小中学校等で開催される地区防災訓練、防災イベント、勉強会等、区民の意見を伺うさまざまな機会があり、以下のような意見が寄せられている。

耐震化に対する 主な意見	・多額の工事費がかかるため、改修工事をする事ができない
	・工事中の生活が大変
	・安心して依頼できる設計・施工業者がわからない
	・診断結果が予想以上に悪く、建替えとどちらにしようか迷っている
	・生活上優先すべきことがほかにある
	・設計や工事について相談できる人がいない
	・手続きが大変
	・建築基準法に不適合であるため、助成が受けられない
	・建築の知識がなく、不安
	・分譲マンションに住んでいるが、住民意見がまとまらない
	・多額の工事費をかけても、家を相続する人がいない
	・寝たきりの家人がいるため、工事ができない

3 東京都意見照会結果

箇所	意見内容	修正内容等
全体	東京都の素案公表後内容のすり合わせは行うのか。	内容によってはすり合わせが必要だが、都の計画と相反する内容ではなく、低い目標値を区が定めている等ではないため、都の計画に合わせた詳細の記載は不要と再確認済み。
P.1 1.(1)	改訂⇒変更	修正した。
P.9 2.(3)	東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例にはふれなくてよいか。	盛り込むよう修正した。

4 素案から案への変更点

箇所	変更内容	変更理由
全体	改訂⇒改定	検討委員会からの意見により変更した。
P.1 1.(1)	改訂⇒変更 背景に「オリンピック」を記載	都意見照会により修正した。
P.6-7	震度分布図、震度と揺れ等の状況図を挿入	区民意見募集により追加した。
P.9 2.(3)	東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例を追記	都意見照会により、都条例について盛り込むよう修正した。
P.9	(5)区営住宅 追記	「素案」報告時の委員からの意見により追記した。
P.10	★の説明に P.33リスト参照と追記	検討委員会での意見により追加した。
P.18(2)(3)	各項目の文末の表現を、「財政的な支援も含め、耐震化を促進します。」に統一	検討委員会での意見により修正した。
P.25(4)	エレベーター閉じ込め防止対策の記載内容の変更	防災まちづくり基本方針と整合させるとともに、検討委員会での意見により修正した。
P.26(6)	がけ・擁壁に対する安全対策の記載内容の変更	検討委員会での意見により修正した。
P.27～	資料編を追加	区民意見募集を参考に、よりわかりやすいよう、公表されている地域の危険度に関する資料を追加した。
P.33	P.10 図中の★リストを追加	検討委員会での意見により追加した。